

令和5年9月7日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年9月7日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

2番	氏家 法雄	3番	大平 恭大
4番	藪内真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子
14番	尾崎 忠義		

1、欠席議員

1番 藪 乃理子

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
出納室長補佐	門田 崇寛
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司
代表監査委員	岸上 善宣

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（小川 保）

皆さん、一同、ご起立をお願い致します。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和5年第3回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶を頂きます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

毎日暑い日が続いておりますが、しかし、もう一時のような酷暑、猛暑からは解放されたのではないかと感じております。そういう季節の移り変わりの中ではありますが、議員皆様方には日々、議員活動にご精励頂いていることだと拝察をしております。

そういう中で、今日から9月議会が始まります。私どもの方からも18議案、1つの諮問を提出させて頂いております。皆様方には、忌憚のないご意見を頂戴致しまして、全ての議案に議決をして頂けたらと思っております。

また皆様方にとっても、また、私どもにとっても、この9月議会、有意義で実りある議会となりますこと、心から期待をして冒頭のご挨拶とさせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

議長（小川 保）

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和5年第3回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第3回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、11番、隅岡 美子 君、12番、村井 勉 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、金井 浩三 君。

議会運営委員会委員長（金井 浩三）

会期の件でございますが、本日、9月7日より9月26日までの20日間とし、詳細

については、議長の方でお諮りをお願い致します。以上でございます。

議長（小川 保）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より9月26日までの20日間とし、日程については本日9月7日（木）提案説明、8日（金）から12日（火）休会、13日（水）一般質問、14日（木）一般質問、15日（金）から18日（月）休会、19日（火）総務教育常任委員会・建設産業民生常任委員会、20日（水）総務教育常任委員会・建設産業民生常任委員会予備日、21日（木）から25日（月）休会、26日（火）議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問が11名となっております、9月13日（水）は、通告順で1番から6番まで、9月14日（木）は、通告順で7番から11番までと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月26日までの20日間とし、先に申しました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります、全国町村議会議長会から村井 勉 君に香川県町村議会議長会会長として使命達成に尽力されたとして感謝状が贈られました。

ここにご報告を申し上げるとともに、ただ今から感謝状の伝達を行いたいと思っております。村井 勉 君、前の方へお進み下さい。

村井 勉 議員に感謝状の伝達  
一同拍手

議長（小川 保）

おめでとうございます。

次に、監査委員より現金出納検査並びに令和4年度財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率に係る審査意見、町長より令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告を受けております。報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略を致します。

続きまして、令和4年度各会計決算並びに資金運用状況審査意見報告を求めます。

岸上 監査委員。

代表監査委員（岸上 善宣）

お早うございます。

それでは、令和4年度の決算審査意見並びに基金運用状況の審査意見書を先般提出致しましたので、その概要をご報告致します。

タブレット端末に報告書の写しを掲載しておりますので、それに従ってご説明申し上げたいと思います。

なお、この中から抜粋して報告致しますので、ご了承頂きたいと思います。

まず、1ページでございますが、令和4年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見についてということで、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度多度津町一般会計、特別会計国民健康保険、同じく国民健康保険直営診療所、同じく公共下水道、同じく介護保険事業、同じく後期高齢者医療、以上の各会計の歳入歳出決算、及び証書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査を行った結果、次のとおりその意見書を提出致します。

次に、2ページでございます。審査の対象でございますが、今、申し上げたのと同じでございます。令和4年度の一般会計、特別会計5会計、そして各基金運用状況を示す書類、以上が審査の対象であります。

審査の期間であります。令和5年7月6日から令和5年7月18日まで、村井 監査委員と私、岸上の両名で、各課別に平均約2時間程度の時間をかけて実施致しました。審査の方法については省略させていただきます。

審査の結果であります。審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。

続きまして、一般会計及び各特別会計の予算額並びに決算額であります。3ページに記載しておりますので、お目通し頂けたらと思います。

4ページになりますが、まず、令和4年度一般会計です。

最終予算額は105億200万円と、令和3年度からの繰越明許費9億3,747万5千円の合計予算額は、114億3,947万5千円となっております。

歳入決算額は、108億4,032万7千円、歳出決算額は、102億6,620万5千円で形式収支額は5億7,412万2千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源5,359万5千円を差し引いた実質収支額は、5億2,052万7千円の黒字決算となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた令和4年度の単年度収支額は、1億1,465万1千円の赤字であり、さらに財政調整基金への積立及び取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は4億1,462万2千円の赤字となっております。

続きまして特別会計は、最終の差し引きの実質収支額のみ申し上げます。

いずれも黒字でございます。

まず、国民健康保険であります、差し引き実質収支額は1億9,472万6千円の黒字決算であります。

続きまして、国民健康保険直営診療所あります、差し引き実質収支額は255万円の黒字決算であります。

続きまして、公共下水道あります、翌年度へ繰り越すべき財源16万1千円を差し引いた実質収支額は1,689万6千円の黒字決算であります。

同じく、介護保険事業あります、差し引き実質収支額は1億7,805万8千円の黒字決算であります。

同じく、後期高齢者医療あります、差し引き実質収支額は159万円の黒字決算であります。

続きまして、5ページ以降に今回の決算審査の過程におきまして、私ども監査委員から各課に対して申し上げた意見とか、指摘事項について列挙しておりますので、順次読み上げさせていただきます。

なお、重大な指摘事項はございません。

まず、令和4年度の会計決算全般でございます。

一般会計決算について、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は約5億2,053万円の黒字決算となる見込みであるが、この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は約1億1,465万円の赤字となり、財政調整基金への積立や取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は約4億1,462万円の赤字になる見込みとなっております。

我が国の経済情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う資源価格の高騰や欧米諸国の政策金利の引き上げによる為替変動の影響を受けて物価が上昇したものの新型コロナウイルス感染症対策の緩和によって経済活動が緩やかに正常化しており、景気は回復基調で推移しているが、長引くコロナ禍の中で巨額の公的資金による経済対策を実施してきたことで、今後は財政状況の悪化が懸念されている。

本町においては、新庁舎建設事業は完了したものの都市構造再編集中支援事業を行っていることから町債残高が148億円と高止まりになっていることに加えて臨時財政対策債を含む地方交付税等の動向、及び主要な自主財源である町税についても不透明な状況なので、多様化する行政サービスを低下させることのないように、今後も不要・不急の事業は控えるなど各課が徹底して歳出削減を心掛けることをはじめ、緊張感を持って健全な財政運営に取り組むことが求められている。としております。

続いて各課への指摘事項に移りますが、最初に議会事務局です。

新しい庁舎になって議場には議事録作成支援システムが導入されたので、委託料が

減少しているが、外部委託していた時よりも事務局職員が正確で短期間に議事録を作成出来るように有効活用して頂きたい。

次に町長公室です。

1点目として、職務上の命令に従わず事務を怠るなどの地方公務員法に抵触する信用失墜行為をした職員に対して厳正な懲戒処分を課すことは不可欠であるが、人事担当課として対象者には処分と並行して法令遵守の再教育をするとともに常に声掛けをすることで精神的なケアを心掛けるように配慮して頂きたい。

2点目として、大企業には男性の育児休業取得率の公表が義務付けられているので、他の自治体を参考にして少子化対策にも繋がるような男性職員が長期間の育児休暇を取得しやすく、子育てしやすい環境づくりを進めて頂きたい。

次に総務課です。

1点目として、旧庁舎や福祉センター及び中央公民館は町の中心部にあるため、近隣の子供が敷地内に立ち入って老朽化した外壁の剥離による落下事故に巻き込まれる恐れもあるので、維持管理をする上で立入禁止措置を厳格にして早期の撤去を計画するなど今後の跡地売却や新しい施設建設に向けて多角的な検討を進めて頂きたい。

2点目として、大規模災害発生時に避難所において温かい食事を提供してもらえるキッチンカー協会などと応援協定を締結している自治体が複数あるので、同様の協定を早期に締結出来るように検討して頂きたい。

続いて政策観光課です。

1点目として、ふるさと納税の返礼品については経費の総額が寄附額の5割を超えると総務省が制度から除外する方針なので、仲介サイトなどの手数料や広告費の値上げも見越した上で新たなルールを守りながら返礼品の種類を増やすなどして、ふるさと納税の増額を目指して頂きたい。

2点目として、多度津町への移住希望者が就農を目的として農地を希望する場合に備えて、農地法を遵守した上で移住者が農業をしながら将来的に自立することが可能となる助成や就農支援策について、関係課とあらかじめ各方面から検討して頂きたい。

次に税務課です。

空き家を撤去して更地にすると固定資産税の特例措置の適用除外となることから、空き家の取り壊しが進まない要因になっていることから、近隣自治体では固定資産税の増額分を最大5年間免除する制度を創設しているのので、関係課と連携して同様の制度が導入出来ないか検討されたい。

次に住民環境課です。

1点目として、SDGsにも繋がることから資源ゴミとして収集している廃食用油は、専門業者に引き渡した上で加工してバイオディーゼル燃料としてバスや航空機などの燃料として再利用していることを広報紙等で住民に周知することで廃棄量を減少させる取組を推進して頂きたい。

2点目として、LGBT理解増進法が制定されたことから、トランスジェンダーの人が差別やイジメに合わないようにするためには、子供の頃から理解を深めることが重要なので、今後も人権に関する子供向けの書籍を図書館や学校等に配布する取組を継続することで問題解決に繋がるように努めて頂きたい。

続いて高齢者保険課です。

1点目として、犬や猫を飼っている高齢者は飼っていない人に比べて介護保険の利用額が半額程度に抑えられたり、ペットとの散歩は要介護になるリスクが半分程度になるといった研究もあることから、高齢者のペット飼育は心の安定や規則正しい生活に繋がることを周知するように努められたい。

2点目として、高齢者に対する「おもいやりゴミ 戸別収集事業」は、個人で民間業者に依頼するよりも安価であり、ゴミ屋敷を増加させないためにも有効なので、今後も町の負担が過大にならないように工夫しながら継続して頂きたい。

次に健康福祉課です。

1点目として、近隣自治体において妊産婦支援のために新生児1人につき10万円を給付する出産・子育て応援事業を創設しているので、当該事業の成果を調査した上で本町でも導入出来ないか検討して頂きたい。

2点目として、本町においては保育所の定員が減少傾向にあるので、待機児童が生じないようにすることや優秀な保育士を確保出来るように費用対効果を考慮しながら各種の補助金や交付金により保育所を充実させる取組を続けて頂きたい。

次に建設課です。

1点目として、全国的に空き家が急増しているが、近隣自治体では行政と一般社団法人が協力体制をとって建築士や宅地建物取引士に司法書士を加えた「空き家サポートネットワーク」を立ち上げ、マッチングシステムによって空き家の利活用を促す取組をしているので、同様の体制を構築することが出来ないか検討して頂きたい。

2点目として、民間団体等に委託している水門操作などの業務においては、台風接近時の強風や雨の中での作業で転倒したり河川に転落する危険性があるので、ヘルメットやライフジャケットなどの保安用品を配備するように検討されたい。

次に産業課です。

1点目として、高齢化に伴って農業従事者が減少しているが、一部の活動組織では肥料や予防薬の散布を農業用ドローンを使って農作業の省力化をしているので、広い分野でドローンを利用することと併せてロボット農機の導入などの先進的な取組についても支援を行なって遊休農地の解消に努めて頂きたい。

2点目として、新型コロナウイルス感染症対策による実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」を受けている企業が返済時期を迎えているので、未だに業績が回復していない企業に対しては有利な融資制度を助言することで倒産を回避出来るように各方面から支援して頂きたい。



続いて出納室です。

他自治体で会計課の金庫室から他課の職員が現金を盗む事例があったので、窃盗を誘発させないためにも金庫室には他課の職員が自由に入れないように常時施錠するなどの厳重な対策をとって頂きたい。

次に消防本部です。

1点目として、全国的に若年層の消防職員による不祥事が発生しているのので、休みや非番時と言えども常に公務員としての自覚を持って行動することを指示するとともに飲酒運転や窃盗などの刑事事件を起こさないように道德教育を徹底するように心掛けて頂きたい。

2点目として、救急件数の増加により救急出動が重複して非番者を招集するケースが増えていることや20歳代と30歳代の若い消防官が多数いる中での複数の育児休暇取得に備えて消防職員の確保が重要となっているので、職員定数の見直しについても検討して頂きたい。

最後に旧教育課（教育総務課・生涯学習課）です。

1点目として、大学生活で町外に出ている若者のUターンを促すことにも繋がることから、返済が必要な奨学金を利用している学生が多度津町に戻って町役場などの町内の企業に就職すれば、返済の一部を補助する制度について他自治体を参考に検討して頂きたい。

2点目として、多度津中学校で雇用しているICT支援員については、ギガスクール構想で導入したタブレットを使用している中学生にとって有効な学習支援になっていることに加えて運用している教師にとってもメリットがあるので、小学校においても活用出来ないか検討して頂きたい。

以上でございます。これで監査意見報告を終わります。

ご清聴、有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって令和4年度各会計決算並びに基金運用状況審査意見報告を終わります。ご苦労様でした。

続きまして、町長報告であります。報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4.議案第1号、多度津町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

お早うございます。

議案第1号、多度津町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について提案説明

を申し上げます。

本条例は、下水道事業における住民サービスを将来的にわたり安定的に提供していくため、経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組み、経営の効率化、健全化を図ることを目的とし、令和6年度からの公営企業会計の適用を進めているところでございます。

つきましては、法の規定の適用や公金の出納の権限等について条例で定め、制定しようとするものであります。

1 ページをご覧ください。条例の内容につきましては、第1条で本条例制定の趣旨、第2条では設置について、第3条で財務規定等の適用を、第4条で経営の基本、第5条では重要な資産の取得及び処分に関することを定めるものでございます。

2 ページをご覧ください。第6条は議会の同意を要する賠償責任の免除について、第7条では会計事務の権限について、第8条は議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等を、第9条で業務状況説明書類の作成について定めようとするものであります。

なお、3 ページには附則として、第1項でこの条例は令和6年4月1日から施行するものとし、第2項では多度津町特別会計条例の一部改正を行うもので、新旧対照表の改正前の下線部の(3)多度津町公共下水道特別会計多度津町公共下水道事業を削除し、以下の各号を繰り上げるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、多度津町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第2号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

お早うございます。

議案第2号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

現在、多度津町国民健康保険の被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として2万円を支給しております。

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、将来的に都道府県での保険料水準の統一を目指すこととされ、香川県におきましても統一に向けて調整しているところであります。

その一つの葬祭費は、支給額以外の要件については県内の国民健康保険保険者におい

て概ね標準化されておりますが、支給額についても統一していくこととなり、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明致します。第7条第1項の下線部「2万円」を「3万円」に改めようとするものです。

なお、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第3号、多度津町消防団条例の一部改正について、議案第4号、多度津町火災予防条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願い致します。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。消防長、青木 君。

消防長（青木 孝一）

お早うございます。

議案第3号、多度津町消防団条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。

よろしくお願い致します。

近年、日本各地で様々な災害が相次いでおり、災害の多様化・複雑化が一層進むことも想定され、特に大規模災害への対応が急務となっております。

一方、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団については、団員数の減少傾向にあり、多度津町においても例外ではありません。災害時の地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を持つ消防団員への対策は急務であります。

このため、少子高齢化、他市町への通勤、転勤等の社会経済情勢の変化に柔軟に対応する対策として、消防庁長官は「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」を、令和元年12月13日付消防地第228号にて通知、発出致しました。取組項目として「休団制度の積極的な活用」を推進していることから、本町においても新規消防団員への任用や団員減少対策への取組が急務となっていることから、消防団幹部と協議と検討を重ね、近親者や家族の介護、育児等を行いやすい環境づくりや本業が多忙などの理由で退団となるのを防ぐため、団員の身分を保持したまま消防団員としての活動を一定期間行わないことができる休団を制定し、消防団の新規入団検討をしやすく、復職しやすい環境を整え、消防団員の減少対策を図ることを目的に多度津町消防団条例の一部を改正の上、条文を整備しようとするものであります。

それでは、新旧対照表を用いて主な改正点についてご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正箇所になります。

タブレットの1ページから2ページをご覧ください。第10条として（休団）を新たに加え、団員は3年を超えない範囲で休団することができるものとし、その事由、身分、報酬については各項、各号のとおり定めるものとします。

タブレットの2ページ中段をご覧ください。第11条から第24条について、第10条（休団）を加えることによる条ズレによる整備を行うものであります。

なお、附則としまして、この条例は令和5年10月1日から施行します。

以上、誠に簡単な説明ではありますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして議案第4号、多度津町火災予防条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

今回、「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等」が令和5年5月31日に公布されました。

この改正省令により、従前の準則である火災予防条例（例）の一部が改正されました。これに伴い、多度津町火災予防条例の一部を改正の上、条文を整備しようとするものであります。

それでは、新旧対照表を用いて、主な改正点についてご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正箇所であります。

タブレットの2ページ下段から3ページ上段をご覧ください。蓄電池設備についてです。第13条第1項については、蓄電池種別により電圧が異なり、同じ4800アンペアアワー・セルであっても蓄電池容量に差異が生じていることにより、基準単位をキロワット時と改め、蓄電池容量の値によって届出基準値を明らかにし、蓄電池の潜在リスクを踏まえ、蓄電池容量を単位として安全基準値の区分を明確化、また、蓄電池種別の多様化、大容量化に対し、標準規格において安全基準を措置されている場合は、消防法令が求める安全基準を可能とする改正に条文の整備を行うものであります。

タブレットの3ページ下段をご覧ください。同条第3項については、屋外に設ける蓄電池設備について、令和5年消防庁告示第7号に規定する標準規格に適合する設備を除くものにあつては、3メートル以上の離隔距離が必要とする改正に条文の整備を行うものであります。

タブレットの3ページ下段から4ページ上段をご覧ください。同条第4項については、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準の改正に条文の整備を行うものであります。

タブレットの4ページ中段をご覧ください。第44条第1項第13号については、火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しない改正に条文の整備を行うものであります。

タブレットの4ページ下段から5ページをご覧ください。炉についてです。別表第3は、

同条例第3条第1項第1号アの炉の項に規定する距離について、厨房設備の固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の改正後の基準（平成14年消防庁告示第1号）の第6号の規定に基づき検証がなされ、離隔距離に関する基準の運用（令和5年3月10日消防予第144号）を規定化し、別表第3に厨房設備、固体燃料、木炭を使用するものを加え整備するものであります。

タブレットの1ページに戻り下段と2ページ下段をご覧ください。変電設備の第11条第1項第3号の2及び急速充電設備の第11条の2第1項第4号は、位置、構造及び管理の基準の改正に条文の整備を行うものであります。

なお、附則としまして、この条例は令和6年1月1日から施行致します。

経過措置として、この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び、この条例による改正後の多度津町火災予防条例又は、現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2の規定に適合しないもの、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備で次項に規定するものを除き、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定に拘わらず、なお従前の例によります。

新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及び、この条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととなります。

以上、誠に簡単な説明ではありますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7.議案第5号、令和5年度多度津町一般会計補正予算（第3号）を議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは議案第5号、令和5年度多度津町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額94億7,050万円に歳入歳出それぞれ1億1,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,380万円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正です。

5 ページをお開き下さい。「第2表 地方債の補正」に記載してありますように道路整備事業を 6,200 万円に、河川整備事業を 3,900 万円に、公営住宅建設事業を 1,640 万円に、漁業施設整備事業を 240 万円に、総務事業を 190 万円に、臨時財政対策債を 5,296 万 4 千円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは民生費、衛生費、土木費、教育費など、減額補正は総務費となっております。

歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、国庫支出金、繰入金など、減額補正は町債となっております。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により説明申し上げます。

26 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 18 万円の増額補正により 1 億 1,217 万 8 千円に改めるもので、項 1. 議会費、目 1. 議会費の増額でございます。

28 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 1,022 万 8 千円の減額補正により 13 億 6,939 万 8 千円に改めるものでございます。

項 1. 総務管理費は 1,120 万 8 千円の減額で、内訳としては目 1. 一般管理費 970 万 1 千円、目 10. 交通安全対策費 150 万 7 千円をそれぞれ減額するものでございます。

項 2. 徴税費は目 1. 税務総務費 507 万 8 千円の増額でございます。項 3. 戸籍住民基本台帳費は目 1. 戸籍住民基本台帳費 742 万 8 千円の増額でございます。

30 ページをお開き下さい。項 5. 統計調査費は目 1. 統計調査総務費 397 万 9 千円の減額でございます。項 6. 監査委員費は目 1. 監査委員費 754 万 7 千円の減額でございます。

32 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 2,855 万 3 千円の増額補正により 31 億 6,954 万 6 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 2,165 万 8 千円の増額で、内訳としては目 1. 社会福祉総務費 363 万 5 千円、目 2. 国民年金費 125 万円、目 3. 老人福祉費 1,547 万 5 千円、目 6. 社会福祉施設事業費 129 万 8 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 児童福祉費は 689 万 5 千円の増額で、34 ページをお開き下さい。内訳としては目 2. 児童保育費 658 万 6 千円、目 5. 乳幼児福祉費 30 万 9 千円をそれぞれ増額するものでございます。

36 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 1,973 万 3 千円の増額補正により 8 億 2,110 万 1 千円に改めるものでございます。項 1. 保健衛生費は 1,799 万 1 千円の増額で、内訳としては目 1. 保健衛生総務費 140 万 1 千円、目 2. 予防費 1,604 万 8 千円、目 5. 環境保全費 54 万 2 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 清掃費は 174 万 2 千円の増額で、内訳としては目 1. 清掃総務費 82 万 2 千円、目 3. じん芥処理費 92 万円をそれぞれ増額するものでございます。

38 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 1,160 万 5 千円の増額補正により 2 億 9,956 万 4 千円に改めるものでございます。項 1. 農業費は 813 万 2 千円の増額で、内訳としては目 1. 農業委員会費 41 万 2 千円を減額し、目 2. 農業総務費 203 万

円、目3.農業振興費 300 万円、目4.農地費 490 万 2 千円をそれぞれ増額し、目5.地籍調査費 138 万 8 千円を減額するものでございます。項3.水産業費は目2.漁港建設費 347 万 3 千円の増額でございます。

40 ページをお開き下さい。款7.商工費は 36 万円の増額補正により 9,299 万 6 千円に改めるもので、項1.商工費、目1.商工総務費の増額でございます。

42 ページをお開き下さい。款8.土木費は 1,634 万 5 千円の増額補正により 9 億 9,302 万円に改めるものでございます。項1.土木管理費は目1.土木総務費 492 万 4 千円の増額でございます。項2.道路橋梁費は 670 万円の増額で、内訳としては目3.道路新設改良舗装費 370 万円、目4.交通安全施設整備費 300 万円をそれぞれ増額するものでございます。項3.河川費は 430 万円の増額で、内訳としては目1.河川総務費 200 万円、目2.河川改良費 30 万円、目3.施設管理費 200 万円をそれぞれ増額するものでございます。項4.港湾費は目1.港湾管理費 14 万 1 千円の増額でございます。

44 ページをお開き下さい。項5.住宅費は目1.住宅管理費 28 万円の増額でございます。

46 ページをお開き下さい。款9.消防費は 979 万 2 千円の減額補正により 3 億 5,272 万 1 千円に改めるもので、項1.消防費の減額でございます。内訳としては目1.常備消防費 1,022 万 2 千円を減額し、目2.非常備消防費 4 万 5 千円、目3.消防施設費 38 万 5 千円をそれぞれ増額するものでございます。

48 ページをお開き下さい。款10.教育費は 5,654 万 4 千円の増額補正により 12 億 8,853 万 7 千円に改めるものでございます。項1.教育総務費は目2.事務局費 72 万 5 千円の増額でございます。項2.小学校費は 113 万円の増額で、内訳としては目1.学校管理費 98 万円、目2.教育振興費 15 万円をそれぞれ増額するものでございます。項3.中学校費は 25 万 5 千円の増額で、内訳としては目1.学校管理費 21 万 5 千円、目2.教育振興費 4 万円をそれぞれ増額するものでございます。項4.幼稚園費は目1.幼稚園費 229 万 9 千円の減額でございます。

50 ページをお開き下さい。項5.社会教育費は 5,549 万 8 千円の増額で、内訳としては目1.社会教育総務費 5,340 万 8 千円、目3.図書館費 209 万円をそれぞれ増額するものでございます。項6.保健体育費は 123 万 5 千円の増額で、内訳としては目1.保健体育総務費 25 万円、目2.学校給食費 26 万 4 千円、目3.体育施設費 72 万 1 千円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、歳入について説明申し上げます。

12 ページにお戻り下さい。款9.地方特例交付金は 501 万 4 千円の増額補正により 2,001 万 4 千円に改めるもので、項1.地方特例交付金、目1.地方特例交付金の増額でございます。

14 ページをお開き下さい。款10.地方交付税は 7,448 万 3 千円の増額補正により

21 億 9,448 万 3 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の増額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は 2,370 万 5 千円の増額補正により 11 億 4,704 万 7 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は、目 1. 民生費国庫負担金 45 万円の増額でございます。項 2. 国庫補助金は 2,325 万 5 千円の増額で、内訳としては目 1. 総務費国庫補助金 933 万 1 千円、目 3. 民生費国庫補助金 1,343 万 5 千円、目 7. 衛生費国庫補助金 48 万 9 千円をそれぞれ増額するものでございます。

18 ページをお開き下さい。款 15. 県支出金は 233 万 5 千円の増額補正により 7 億 529 万 3 千円に改めるものでございます。項 1. 県負担金は目 1. 民生費県負担金 22 万 5 千円の増額でございます。項 2. 県補助金は 193 万円の増額で、内訳としては目 2. 民生費県補助金 14 万円を減額し、目 3. 衛生費県補助金 7 万円、目 4. 農林水産業費県補助金 200 万円をそれぞれ増額するものでございます。

20 ページをお開き下さい。款 17. 寄附金は 769 万 9 千円の増額補正により 3 億 1,170 万円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の増額でございます。

22 ページをお開き下さい。款 18. 繰入金金は 2,000 万円の増額補正により 6 億 2,769 万 3 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金、目 14. 旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金繰入金の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 21. 町債は 1,993 万 6 千円の減額補正により 3 億 8,516 万 4 千円に改めるもので、項 1. 町債の減額でございます。内訳としては目 3. 土木債 510 万円、目 6. 農林水産業債 240 万円をそれぞれ増額し、目 8. 総務債 40 万円、目 9. 臨時財政対策債 2,703 万 6 千円をそれぞれ減額するものでございます。以上によりまして、歳入歳出の予算総額 94 億 7,050 万円に 1 億 1,330 万円を追加し、95 億 8,380 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 6 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）、議案第 7 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 6 号及び議案第 7 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず議案第 6 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）についてでございます。

国 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 27 億 7,230 万円



に歳入歳出それぞれ 900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 8,130 万円に改めようとするものでございます。

この度の補正のうち、歳出における主なものは人件費の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰入金の減額と繰越金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明致します。

国 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 769 万 8 千円の増額補正により 5,594 万 2 千円に改めようとするものでございます。人件費の増額により項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費を 769 万 8 千円増額するものです。款 6. 保健事業費は 155 万円の増額補正により 2,894 万 5 千円に改めようとするものでございます。人件費等の増額により項 2. 目 1. 保健事業費を 155 万円増額するものです。款 9. 諸支出金は 24 万 8 千円減額補正により 2,189 万 2 千円に改めようとするものでございます。項 2. 繰出金のうち、不要になった目 1. 直営診療所会計繰出金を 24 万 8 千円減額するものです。次に、歳入についてご説明致します。

国 10 ページをお開き下さい。款 6. 繰入金は 9,949 万 5 千円の減額補正により 2 億 1,949 万 1 千円に改めようとするものでございます。項 1. 他会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金を 65 万 2 千円増額し、項 2. 目 1. 基金繰入金を 1 億 14 万 7 千円減額するものです。款 7. 繰越金は 1 億 849 万 5 千円の増額補正により 1 億 849 万 6 千円に改めようとするものでございます。前年度の繰越金を予算化するもので、項 1. 目 1. 繰越金を 1 億 849 万 5 千円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 900 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 8,130 万円とするものでございます。

次に議案第 7 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）についてでございます。

直 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 2,810 万円に歳入歳出それぞれ 230 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,040 万円に改めようとするものでございます。

この度の補正のうち、歳出における主なものは人件費の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰入金の減額と繰越金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明致します。

直 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 230 万円の増額補正により 2,577 万円に改めようとするものでございます。

人件費等の増額により項 1. 施設管理費、目 1. 一般管理費を 230 万円増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

直 10 ページをお開き下さい。款 3. 繰入金は 24 万 8 千円の減額補正により 1,879 万円に改めようとするものでございます。項 1. 他会計繰入金、目 1. 国保会計繰入金を

24万8千円減額するものです。款4.繰越金は254万8千円増額補正により254万9千円に改めようとするものでございます。前年度の繰越金を予算化するもので、項1.目1.繰越金を254万8千円増額するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）及び議案第7号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）を一括して提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9.議案第8号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）を議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第8号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをご覧ください。第1条、既定の歳入歳出予算の総額11億710万円に歳入歳出それぞれ440万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,150万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費の減額補正、下水道費の増額補正でございます。一方、歳入は国庫支出金及び繰入金の減額補正、繰越金及び町債の増額補正でございます。

次に第2条、地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。第2表、地方債の補正につきましては、限度額を2億9,240万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款1.総務費を78万4千円を減額補正し、2億3,305万7千円に改めるもので、これは項2.業務管理費の主に給料等の減額によるものでございます。款2.下水道費を518万4千円増額補正し、2億6,589万3千円に改めるもので、これは項1.下水道費の主に給料等の増額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。款3.国庫支出金を1,055万円減額補正し、8,330万円に改めるもので、これは項1.国庫補助金の減額によるものでございます。

款5.繰入金を239万6千円減額補正し、4億8,236万4千円に改めるもので、これは項1.他会計繰入金の減額によるものでございます。

款6.繰越金を689万6千円増額補正し、1,689万6千円に改めるもので、これは項

1. 繰越金の増額によるものでございます。

款8. 町債を1,045万円増額補正し、2億9,240万円に改めるもので、これは項1. 町債の増額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額11億710万円に440万円を増額し、11億1,150万円に改めるものでございます

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第8号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第9号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第9号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

介1ページをお開き下さい。今回の補正は、第1条において既定の歳入歳出予算の総額24億7,790万円に歳入歳出それぞれ1億7,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,890万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは人件費の減額と基金積立金、諸支出金の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰入金の減額と繰越金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

介12ページをお開き下さい。款1. 総務費は705万6千円の減額補正により6,299万3千円に改めようとするものでございます。項1. 総務管理費は人件費等の減額により、目1. 一般管理費を751万円減額するものです。項3. 介護認定審査会費は人件費の増額により、目1. 認定調査費を45万4千円増額するものです。款2. 保険給付費は増減はありませんが、項2. 介護予防サービス等諸費のうち、目3. 地域密着型介護予防サービス給付費を100万円減額し、目6. 介護予防住宅改修費を100万円増額するものです。款6. 基金積立金は5,640万4千円の増額補正により7,654万円に改めようとするもので、項1. 基金積立金、目1. 介護保険財政調整基金積立金を過年度の精算により5,640万4千円増額するものです。款8. 諸支出金は1億2,165万2千円の増額補正により1億2,285万5千円に改めようとするものでございます。過年度の精算によるもので、項1. 償還金及び還付加算金のうち、目2. 償還金を8,619万7千円増額し、介14ページをお開き下さい。目6. 介護給付費交付金返還金を1,128万1千円増額するものです。

項3.繰出金、目1.一般会計繰出金を2,417万4千円増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

介10ページをお開き下さい。款8.繰入金は705万6千円の減額補正により3億9,504万2千円に改めようとするものでございます。項1.一般会計繰入金は歳出における人件費の減額等に伴うもので、目4.その他一般会計繰入金を705万6千円減額するものです。款9.繰越金は1億7,805万6千円の増額補正により1億7,805万7千円に改めようとするものでございます。項1.目1.繰越金を1億7,805万6千円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ1億7,100万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,890万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）の提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ただ今から、暫時休憩を致します。10時40分まで。議場内の時計で10時40分までと致します。10時40分から開始致します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時40分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第11.議案第10号、令和4年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第11号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、議案第12号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、議案第13号、令和4年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第14号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について、議案第15号、令和4年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。出納室長補佐、門田 君。

出納室長補佐（門田 崇寛）

お早うございます。

それでは、議案第10号から議案第15号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の令和4年度歳入歳出決算認定について、一括して提案説明を申し上げます。

令和4年度各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び第

241 条第 5 項の規定に基づき、町長より監査委員の審査に付し、8 月 21 日に監査委員より審査意見書の提出を頂きました。

その結果は、先ほど岸上 代表監査委員からご報告を頂いたところでございます。つきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、各会計の決算の概要について、「令和 4 年度主要施策の成果に関する報告書」により、ご説明を申し上げます。

1 ページから 12 ページにつきましては、一般会計及び特別会計の予算編成から予算の補正を経て、決算に至る経緯を記載しております。

説明につきましては割愛させて頂き、17 ページから説明を申し上げます。

まず、令和 4 年度一般会計の決算でございます。

下段の「一般会計決算総括表」をご覧下さい。令和 4 年度の歳入総額は 108 億 4,032 万 7 千円、前年度に比べ 24.7%、35 億 6,493 万 9 千円の減少でございます。

また、歳出総額は 102 億 6,620 万 5 千円、前年度に比べ 23.9%、32 億 1,810 万円の減少でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支額は 5 億 7,412 万 2 千円、形式収支額から翌年度へ繰越すべき財源、5,359 万 5 千円を差し引きました実質収支額は、5 億 2,052 万 7 千円の黒字でございます。

また、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は 1 億 1,465 万 1 千円の赤字、さらに、この単年度収支額に財政調整基金への積立金 2 万 9 千円を加え、財政調整基金の取り崩し額 3 億円を減じました実質単年度収支額は、4 億 1,462 万 2 千円の赤字でございます。

次に、歳入でございます。

19 ページの「一般会計科目別歳入決算状況」をお開き下さい。歳入総額 108 億 4,032 万 7 千円の科目別内訳でございます。

このうち、構成比が高い科目でございますが、まず、「町税」が 30 億 3,913 万 2 千円で、構成比は 28%と最も大きく占めております。

次に「地方交付税」が 22 億 4,812 万円で構成比は 20.7%、次に「国庫支出金」が 18 億 1,261 万 6 千円で構成比は 16.7%と続いております。

また、歳入の前年度に対する伸び率は全体で 24.7%の減少であります。主に庁舎建設が完了したことによる町債の減少などによるものでございます。

次に、歳入を性質別に区分致しますと「自主財源」の割合は 43.7%、金額にして 47 億 4,061 万 8 千円、「依存財源」の割合は 56.3%、金額にして 60 億 9,970 万 9 千円でございます。依存財源である町債や国庫支出金などが大幅に減少したことにより、自主財源の割合が前年度から 9.7 ポイント増加しております。

次に、歳出でございます。

21 ページ、「一般会計目的別歳出決算状況」をお開き下さい。歳出総額 102 億 6,620 万 5 千円の目的別内訳でございます。

歳出において、構成比が最も高い科目は「民生費」で 34 億 4,650 万 6 千円、構成比は 33.6%、次に「総務費」の 17 億 6,041 万 2 千円で 17.2%、次に「土木費」が 12 億 4,438 万 2 千円で 12.1%、以下、「教育費」、「公債費」ともに 10.2%と続いております。

次に 22 ページ、「一般会計性質別歳出決算状況」をお開き下さい。歳出をその性質別に「義務的経費」、「その他の経費」、「投資的経費」に区分して比較しますと、まず、「義務的経費」は 44 億 4,910 万円、構成比は 43.3%でございます。

前年度に比べ 7.9%、3 億 8,174 万円の減少でございます。「その他の経費」は 45 億 759 万 5 千円、構成比は 43.9%でございます。前年度に比べ 5.1%、2 億 1,737 万 8 千円の増加でございます。

「投資的経費」は 13 億 951 万円、構成比は 12.8%でございます。庁舎建設等完了により前年度に比べ 70%、30 億 5,373 万 8 千円の減少でございます。

以上が、一般会計の決算概要でございます。

続きまして、特別会計でございます。

17 ページにお戻り下さい。上段の「令和 4 年度会計別決算の状況」の特別会計の欄をご覧ください。「特別会計国民健康保険」は歳入総額 28 億 369 万 3 千円、歳出総額 26 億 896 万 7 千円で、実質収支額は 1 億 9,472 万 6 千円の黒字でございます。

「特別会計国民健康保険直営診療所」は歳入総額 3,411 万 1 千円、歳出総額 3,156 万 1 千円で、実質収支額は 255 万円の黒字でございます。

「特別会計公共下水道」は歳入総額 9 億 8,471 万 8 千円、歳出総額 9 億 6,766 万 1 千円で、翌年度に繰り越すべき財源 16 万 1 千円を差し引きました実質収支額は 1,689 万 6 千円の黒字でございます。

「特別会計介護保険事業」は歳入総額 25 億 9,456 万 1 千円、歳出総額 24 億 1,650 万 3 千円で、実質収支額は 1 億 7,805 万 8 千円の黒字でございます。

「特別会計後期高齢者医療」は歳入総額 3 億 9,488 万 7 千円、歳出総額 3 億 9,329 万 7 千円で、実質収支額は 159 万円の黒字でございます。

特別会計全体の実質収支額では、3 億 9,382 万円の黒字でございます。

以上が、特別会計の決算概要でございます。

次に、「町債の状況」でございます。27 ページをお開き下さい。一般会計の令和 4 年度末公債費現在高は 148 億 2,614 万 8 千円で、前年度に比べ 2.3%、3 億 5,002 万 2 千円の減少でございます。

特別会計国民健康保険直営診療所の令和 4 年度末公債費現在高は 440 万円で、全額 4 年度の借り入れでございます。

特別会計公共下水道の令和 4 年度末公債費現在高は 59 億 1,717 万 3 千円で、前年度

に比べ9%、5億8,952万8千円の減少でございます。

29 ページをお開き下さい。地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況でございます。

令和元年10月1日の消費税率の引き上げに伴いまして、地方消費税率も引き上げられていますが、その引き上げ分につきましては、社会保障施策に要する経費に限定されております。

本項目はその状況を示すもので、本町に交付されました地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、3億1,509万6千円でございます。

表の合計欄でございますが、社会保障施策に要する経費30億8,249万6千円から特定財源を差し引きました一般財源15億7,802万8千円の一部に、社会保障財源化分3億1,509万6千円全額を充当したことを表わすものでございます。

次に、令和4年度歳入歳出決算書の財産に関する調書につきまして、説明を申し上げます。

令和4年度歳入歳出決算書の406ページ、407ページをお開き下さい。まず、公有財産の土地及び建物でございます。土地の合計欄でございますが、前年度末現在高108万6,512.79㎡から決算年度中に6万910.56㎡増加し、決算年度末現在高は114万7,423.35㎡でございます。

決算年度中の増減でございますが、まず行政財産のうち、公用財産のその他は、主に地籍調査の反映により59,327㎡の増加でございます。

公共用財産の中学校は138㎡の増加、公営住宅は537.5㎡の減少、公園は道福寺公園新設により2,990㎡の増加、その他は373㎡の増加でございます。

次に、普通財産でございますが、主に地籍調査の反映による増加や香川県広域水道企業団への承継による減少により、宅地は1,754.43㎡の増加、田畑は50㎡の増加、山林は448㎡の減少、その他は2,736.37㎡の減少でございます。

次に、建物でございます。407ページの木造・非木造を合わせた延面積の合計欄をご覧ください。前年度末現在高10万4,476㎡から179.68㎡増加し、10万4,655.68㎡となっております。

決算年度中の増減でございますが、行政財産の公共用財産のうち公営住宅は除却により木造74.1㎡の減少、非木造118.22㎡の減少、合わせて192.32㎡の減少、公園は道福寺公園新設により非木造21.93㎡の増加、その他は旧佐柳体験センター倉庫除却により木造20㎡の減少、駅駐輪場新設により非木造370.07㎡の増加、合わせて350.07㎡の増加でございます。

次に408ページをお開き下さい。上段が動産、下段が有価証券でございますが、いずれも決算年度中の増減はございません。

409ページをご覧ください。出資による権利につきましては、香川県広域水道企業団出資金3,200万円が新規で増額となっております。その他の決算年度中の増減はござい

ません。

410 ページをお開き下さい。取得価格が 100 万円以上の備品でございます。

決算年度中に増加した備品は、410 ページ 1 番目の「移動式の棚」が 8 点。411 ページに移りまして、中段あたり「視力表・視力検査器」1 点。412 ページに移りまして、下から 3 番目の「バスケットゴール」1 点でございます。

また、減少した備品は、410 ページにお戻り下さい。上から 5 番目の「どん帳」1 点、中段あたりから順に、「オーブン」「釜」「ガスフライヤー」各 1 点、続いて「食器洗浄機」2 点、「食器等消毒保管機」5 点、「フードスライサー」2 点、「球根皮むき機」「真空冷却機」各 1 点、ライスボイラー 4 点、ボイラー 2 点。411 ページに移りまして、中段どころの「油圧救助器具」2 点、「はしご」1 点。412 ページに移りまして、上から 4 番目の「小型貨物」1 点でございます。総計は 15 点減少の 169 点でございます。

413 ページをご覧下さい。上段の 50 万円以上の教材備品ですが、「ビデオカメラ」1 点の減少により総計は、12 点となっております。下段の美術品につきましては、決算年度中の増減はございません。

次に、414 ページをご覧下さい。「基金」でございます。上段の(1)特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金の合計ですが、前年度末 現在高 21 億 7,241 万 4,907 円から 4 億 891 万 8,669 円の積立て、3 億 913 万 6,268 円の取り崩しにより決算年度末現在高は、22 億 7,219 万 7,308 円でございます。決算年度中の主な増減でございますが、まず、「財政調整基金」は、前年度の決算剰余金の一部 3 億 5,000 万円と運用利息分 2 万 9,205 円の積み立て、令和 4 年度事業の財源として 3 億円の取り崩しでございます。

「奨学基金」は、運用利息分の積み立てが 2,042 円、奨学金の貸付などに充てるための取り崩しが 148 万 6,800 円となっております。「減債基金」は、運用利息分の積立てが 2,504 円。「地域福祉基金」は、増減はございません。「中山間ふるさと・水と土保全対策基金」の 216 円、及び「国民健康保険財政調整基金」7,940 円は、いずれも運用利息分の積立でございます。

「農業振興基金」は、運用利息分の積立てが 188 円。令和 4 年度事業の財源としての取り崩しが 263 万 7,522 円となっております。「介護保険財政調整基金」は、運用利息分 5,079 円と前年度繰越金の一部 5,817 万 555 円、合わせて 5,817 万 5,634 円の積立てとなっております。

「新健やか子ども基金」は、令和 4 年度が事業最終年度でしたので 501 万 1,946 円、全額取り崩しとなっております。

「学校教育施設等整備基金」は、運用利息分 940 円の積み立てでございます。

「旧合田家住宅(島屋)保全活用事業基金」は、令和 4 年度に創設され、70 万円の積み立てでございます。



次に（２）の特定の目的のために定額の資金を運用するための基金ですが、「国民健康保険高額療養費貸付基金」は、決算年度中の利用はありませんでしたので、決算年度末現在高は500万円でございます。

415 ページをご覧ください。「債権」でございます。「公共下水道事業受益者負担金」は、前年度末現在額4万9,000円から1万1,000円の減額により、決算年度末現在額は3万8,000円でございます。

以上、議案第10号から議案第15号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の令和4年度歳入歳出決算認定について、一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12. 議案第16号、工事委託に関する協定の締結について（令和5年度堀江第2排水区雨水排水渠築造工事（1工区）に関する委託）、議案第17号、町道路線の認定について提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第16号及び議案第17号の2議案について、一括して提案説明をさせていただきます。

はじめに議案第16号、工事委託に関する協定の締結について提案説明を申し上げます。

協定の目的は、「令和5年度堀江第2排水区雨水排水渠築造工事（1工区）に関する委託」でございます。

工事場所は多度津町幸町、協定の方法は随意契約、協定の金額は6,716万6千円で内消費税額は610万6千円でございます。

協定の相手方は、香川県高松市番町二丁目1-1 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 西日本事業本部 四国事業部 香川支店長 枝澤 啓司でございます。

協定の概要については、堀江第2排水区雨水排水渠築造工事（1工区）は継続して進めております多度津自動車学校東側の町道部分で施工している雨水排水渠築造工事で、本年度は自動車学校横の信号のある交差点部分でのボックスカルバート布設工 延長33.5m及び集水柵設置工1箇所を予定しており、本工事の施工に伴い支障となるNTT設備の移転補償工事を共同で実施することにより、工期の短縮、費用の低廉化等を図ることが出来るため、委託協定を締結するものでございます。

また、参考資料として2ページから委託協定書、10ページには位置図、平面図、11ページには間接費の根拠資料、12ページに工事費一覧を添付しております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

続きまして議案第17号、町道路線の認定について提案説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。今回、認定する路線名は町道437号線でございます。路線の起終点につきましては、起点を多度津町大字三井字一ノ坪875番地1地先、終点を多度津町大字三井字池川801番地1地先までの延長710.5m、幅員が5m～10mとするものでございます。起終点ともに町道に接続する区間を町道認定するものでございます。

参考資料として2ページに路線認定箇所図を添付しております。

以上の内容のものを道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものです。

以上、簡単ではありますが、議案第16号及び議案第17号の2議案についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13. 議案第18号、監査委員の選任についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第18号、多度津町監査委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、多度津町監査委員としてご活躍頂いております岸上 監査委員の任期が令和5年9月12日をもって満了致します。

つきましては、引き続き、多度津町監査委員で識見を有する者より選任する委員に同氏を選任致したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

岸上 氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、平成3年より税理士として独立公正な立場に立ち、永らく税務に携わって来られました。人格は高潔であり、経歴と人柄から多度津町監査委員として最適任と考えております。

なお、任期は令和5年9月13日から令和9年9月12日までの4年間でございます。

よろしくご同意のほどお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致します。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第18号についてを採決致します。

本案は原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案に同意することに決定致しました。

日程第14. 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長 (丸尾 幸雄)

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍頂いております大浦 有理子 氏の任期が令和5年12月31日をもって満了致しますが、同氏より辞意の申出がありました。

つきましては、その後任として 山地 秀樹 氏を推薦致したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

山地 氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は長年、国家公務員として国土交通省に勤務し、現在は建設会社に勤めながら地域活動にも積極的に参加しております。これらの経験から地域の方々からの信頼も厚く、また、人権問題に対する強い関心を有しており、人権擁護委員として適任であると考え、推薦するものでございます。

なお、任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、諮問第1号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに提案理由の説明がされました議案で、議案第1号、第2号、第16号及び第17号を建設産業民生常任委員会に、議案第3号から第15号までを総務教育常任委員会に多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって 13 議案を会期中の総務教育常任委員会に、4 議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了を致しました。

これにて、散会を致します。

ご一同、ご起立をお願い致します。礼。

有難うございました。

散会致します。

散会 午前 11 時 17 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

令和 5 年 9 月 7 日  
第 3 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記